

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 11 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について(真地市営住宅第 1 期建替工事(機械 1 工区))
(令和 5 年 3 月 17 日同意)

工 事 名 真地市営住宅第 1 期建替工事(機械 1 工区)

契約の相手方

受注者 沖縄工業・三崎工業・明光電気共同企業体

代表者 住所 那覇市字真地 197 番地の 7

商号 株式会社 沖縄工業

氏名 代表取締役 糸数 啓子

構成員 住所 那覇市首里大名町 1-161-1

エンゼルハイム首里大名 106

商号 有限会社 三崎工業

氏名 代表取締役 知念 秀明

構成員 住所 那覇市壺川 1 丁目 12 番地 3

商号 株式会社 明光電気

氏名 代表取締役 仲村 彰

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 173,870,400 円

変更する金額 182,419,600 円